

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	八頭町交流施設規則 第8条ただし書		
例規番号	平成17年教育委員会規則第16号		
<p>【根拠条文】 (禁止行為) 第8条 施設内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為 (2) 宣伝その他これに類する行為 (3) 施設の設置目的以外の広告物の掲示、配布又は看板、立札等 (4) 前各号のほか、教育委員会の指示する行為</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日